

## 工事の受注から完成引渡しまで（工事の流れ）

1. 工事受注後の着工は、速やかに
  - a. 起工測量の実施、障害物（地下埋設物、電柱等）の確認→設計図書との確認
  - b. 監督員との打合せ
  - c. 工事着工届（工事工程表）の提出（契約後7日以内）
  - d. 現場代理人兼務届（※必要な場合のみ、契約後7日以内）
  - e. 施工計画書の作成→提出

施工計画書記載項目		請負金額区分		備 考 (条件付き省略等について)
番号	項 目	200万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上	
1	計画工程表	省略	必須	
2	主要資材	省略	必須	
3	施工方法	条件付き省略	必須	監督員と協議し必要に応じて作成
4	施工管理計画	必須	必須	出来形管理基準、品質管理基準、段階確認及び検査員検査、下請け検査及び社内検査について記載
5	安全管理	必須	必須	
6	緊急時の体制及び対応	必須	必須	
7	交通管理	条件付き省略	必須	現道上の工事等、交通影響のある場合は省略不可
8	環境対策	条件付き省略	必須	周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事や第三者に対する影響のある工事は省略不可
9	現場環境の整備	省略	必須	
10	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	省略	必須	※再生資源に係る計画書・実施書については監督員と協議のうえ、コブリスもしくはエクセルで作成
11	その他	条件付き省略	必須	必要に応じて作成（休日または夜間の作業計画等）

※コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。（監督員との協議の結果、エクセル様式での提出は可）

- f. 使用材料届→提出
2. 工事施工期間
  - a. 条件変更等による協議→文書提出（速やかに）⇔指示書
  - b. 確認時（監督員確認、中間検査）の管理図（出来形、品質）は正確に確認
  - c. 検査前→社内検査の徹底
  - d. 安全管理（現場、第三者対策）環境管理、副産物対策の徹底
3. 下請関係
  - a. 下請届→文書提出（下請契約後7日以内）《工種、会社名、金額、主任技術者名、作業内容、**施工体制台帳を併せて提出**》
  - b. 施工→下請部分＝元請にて施工管理及び確認検査⇒段階確認、中間検査
  - c. 契約書及び支払い→契約＝事前の締結  
→支払い＝迅速（前払金、部分払金、完成払い）
4. 書類の提出
  - a. 協議書→条件変更、施工承認書等の申請書
  - b. 届出書→施工計画書、使用材料、下請、完成等
  - c. 承諾書→発注者からの指示書、中止命令等の回答
  - d. その他→種々の管理図、試験報告書、写真等
5. 検査関係
  - a. 段階確認、中間検査、完成検査における事前社内検査
  - b. 検査後の書類提出→写真等（翌日厳守）